

関門港台風対策

改正 令和5年 6月 29日
一部改正 令和7年 7月 4日

1 態勢区分等

(1) 区分

態勢の区分は、「警戒勧告（第一態勢）」、「避難勧告（第二態勢）」する。

(2) 区分の根拠

港則法第39条第4項の規定に基づく勧告

(3) 対象船舶

「警戒勧告（第一態勢）」：全ての船舶

「避難勧告（第二態勢）」：総トン数 3,000t 以上の船舶及び総トン数 500t 以上の危険物積載船

2 各態勢の発令基準

(1) 「警戒勧告（第一態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が強風域に入ることが予想される場合に発令する。

(2) 「避難勧告（第二態勢）」：台風が、気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進行した場合に、関門港が暴風域に入ることが予想される場合に発令する。

ただし、「第二態勢」の発令時期については、巨大台風、迷走台風等の場合のように、暴風域に入ることが予測困難な場合は、関門港自然災害対策委員会に発令時期等を諮問し、決定する場合がある。

3 船舶が各態勢において執るべき措置

各態勢において執るべき措置は、別添 1「台風来襲時における措置」を基本とする。

4 発令海域

発令海域は、原則「関門港全域」とするが、台風の勢力によっては、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し発令する。

（別添 2「台風対策区域図」参照）

5 発令時期

(1) 「警戒勧告（第一態勢）」：関門港が台風の強風域となる概ね 5 時間前

(2) 「避難勧告（第二態勢）」：関門港が台風の暴風域となる概ね 8 時間前

（新門司地区、響新港地区は、同概ね 5 時間前）

(3) 発令時期の特例

次の場合は、「避難勧告（第二態勢）」の時期を繰り上げる場合がある。

① 平均風速 15m/s となる前に退去が完了することを前提とするため、台場鼻又は部埼の平均風速が 12m/s を超えた場合

② 退去は、昼間に完了する必要があることから、退去の時期が夜間となる場合

③ 出港の時刻に制限（憩流時間帯に限る等）がある船舶の場合

【港長基準】

6 命令

港長が必要と認めた場合、港則法第39条第3項の規定に基づく命令を発令する。

7 態勢の解除

解除時期は、原則として、台風が関門港から遠ざかり、その影響が徐々に低下する中、関門港の台場鼻及び部埼における平均風速が、

① 25m/s を超えない状態となった場合に「避難勧告（第二態勢）」

② 15m/s を超えない状態となった場合に「警戒勧告（第一態勢）」

を解除するものとする。

ただし、関門港を「響新港地区」「若松地区」「六連島地区」「関門地区」「新門司地区」に分割し、状況に応じて地区毎に解除する場合もある。

8 連絡体制

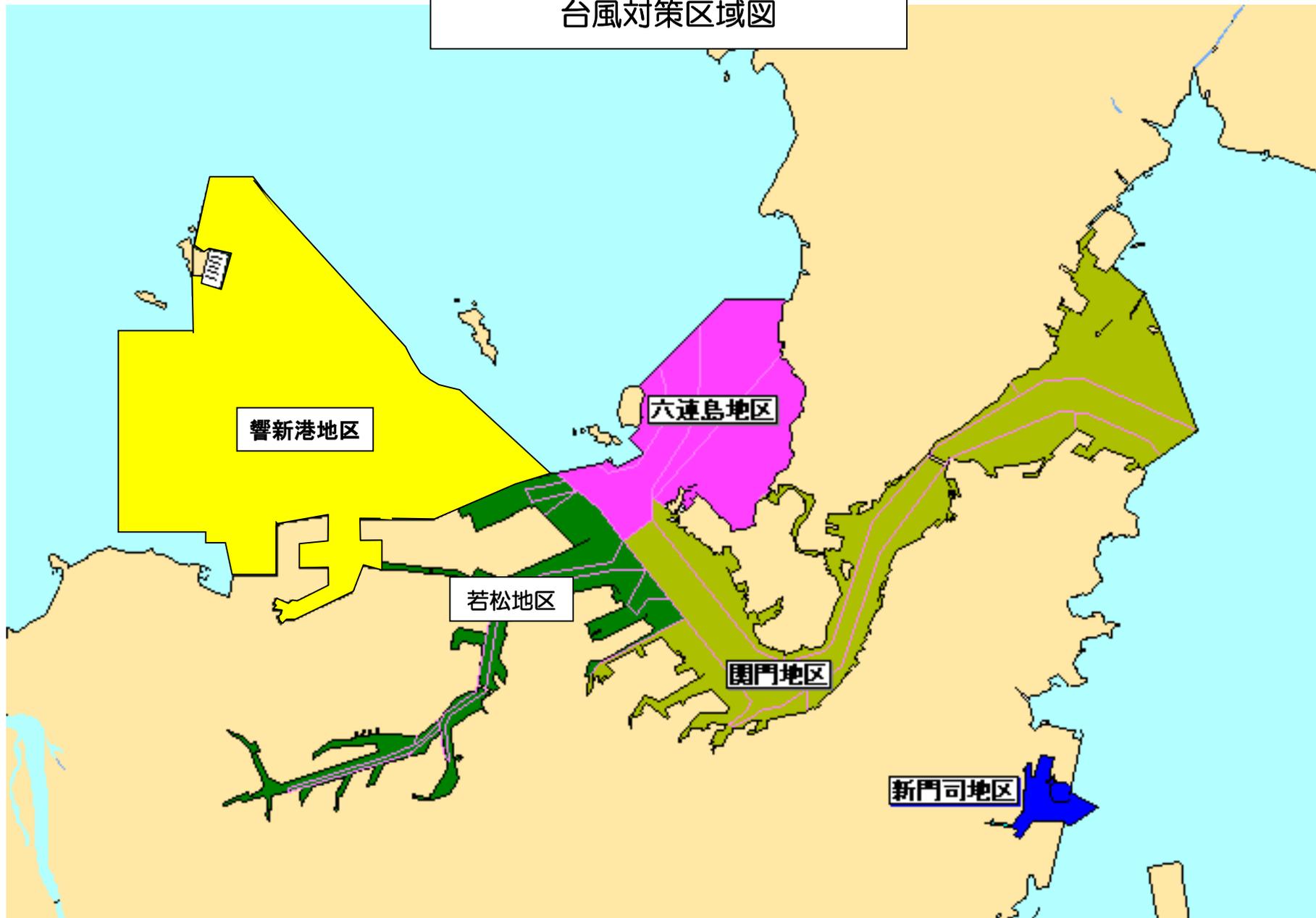
連絡方法、手段は、別添3「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

台風来襲時における措置

加加寺が執るべき措置

<p>態勢等</p>	
<p>警戒 勧告 (第一 態勢)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一般船舶：けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。 • 危険物積載船：危険物の荷役は状況に応じて中止し、一般船舶の措置をとること。 • はしけその他の小型船：風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。 ：係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。 • 工事・作業船：工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること。 • 錨泊船にあっては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。（避難勧告（第二態勢）も同じ。） 国際 VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。 AIS 搭載船舶は、AIS を常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。 <p>※【指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 工事・作業現場、造船所、岸壁（棧橋、物揚場等）は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行い、木材の水上荷卸しは、状況に応じて中止し、木材、いかだは、貯木場へ速やかに搬入し、流出防止措置を施すこと。
<p>避難 勧告 (第二 態勢)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 関門港（若松区第 1 区、第 2 区を除く。）に入港しようとしている総トン数 3,000t 以上の船舶及び総トン数 500t 以上の危険物積載船は、入港を見合わせること。（総トン数 500t 以上 3,000t 未満の危険物積載船の六連島区への錨泊を除く。） • 関門港（若松区第 1 区、第 2 区を除く。）における総トン数 3,000t 以上の船舶は、港外の安全な海域に退去すること。 • 関門港（若松区第 1 区、第 2 区を除く。）における総トン数 500t 以上の危険物積載船は、六連島区の錨地か又は港外の安全な海域に退去すること。
<p>命令</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 港長が命令した措置をとること。

台風対策区域図



情報の連絡方法・手段

勧告等の 内容	周 知 方 法	周 知 手 段
発令・解除	<ul style="list-style-type: none"> • 連絡システムによる通報 • 海の安全情報による配信 • 関門海峡海上交通センターからの周知 • 第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知 • 巡視船艇による周知 • 問合せに対する門司海上保安部からの回答 • 海の安全情報（緊急情報）への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> • iFAX、メール • メール（緊急情報配信） • インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/ • VHF 一斉放送 • AIS一斉通報 • VHF 個別周知 • マイク、VHF 個別周知 • 電話 093-321-0398、FAX093-331-1168 • インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html